

凡例

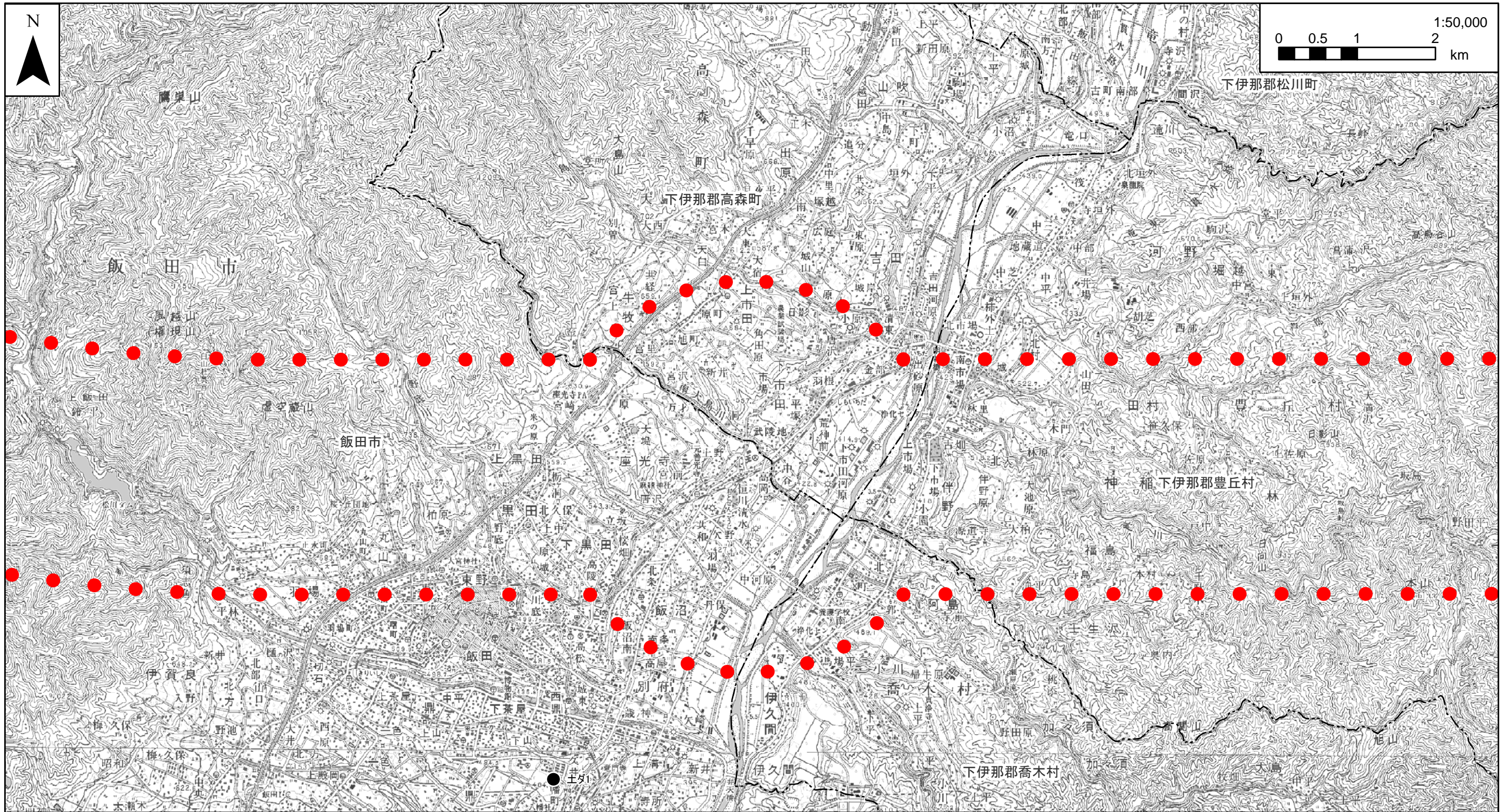
- 対象事業実施区域
- 土壌ダイオキシン類調査地点(土ダ)
- 県境
- 市町村境

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。
 注2. 本図には、土壌汚染対策法に係る指定及び土壌に係る調査地点はない。

資料：「長野県のダイオキシン類の調査結果」
 (平成23年6月現在、長野県環境部ホームページ)

図-6(1) 土壌汚染対策法に係る指定状況及び土壌に係る調査地点図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000 (地図画像) 及び数値地図50000 (地図画像) を複製したものである (承認番号 平23情複、第266号)。」



凡例

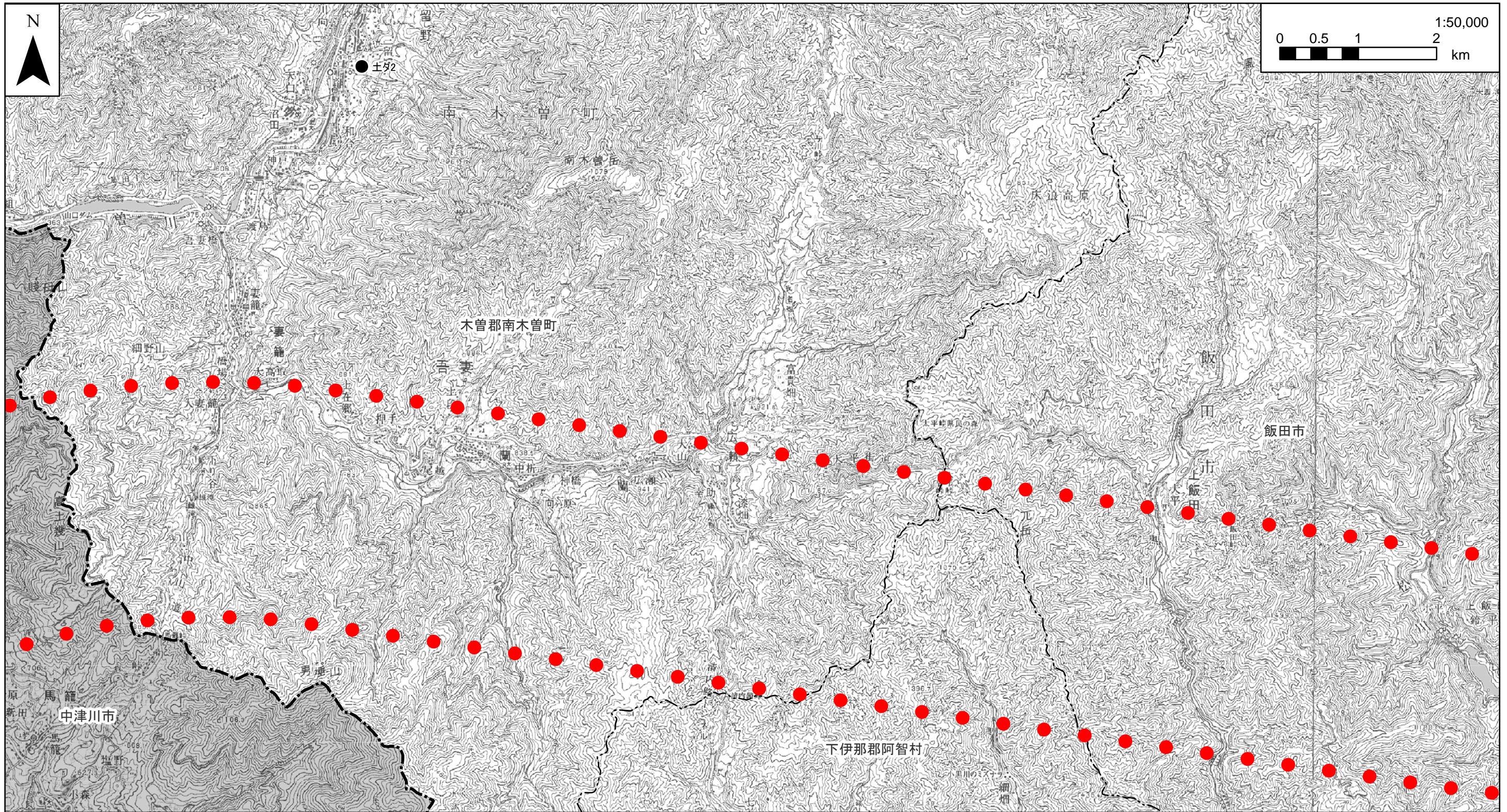
- 対象事業実施区域
- 土壌ダイオキシン類調査地点(土ダ)
- 県境
- 市町村境

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。
 注2. 本文69ページ参照。
 なお、地点番号は表 4-2-1-49に対応する。

資料：「長野県のダイオキシン類の調査結果」
 (平成23年6月現在、長野県環境部ホームページ)

図-6(2) 土壌汚染対策法に係る指定状況及び土壌に係る調査地点図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000 (地図画像) 及び数値地図50000 (地図画像) を複製したものである (承認番号 平23情複、第266号)。」



凡例

- 対象事業実施区域
- 土壌ダイオキシン類調査地点(土ダ)
- 県境
- 市町村境

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。
 注2. 本文69ページ参照。
 なお、地点番号は表 4-2-1-49に対応する。

資料：「長野県のダイオキシン類の調査結果」
 (平成23年6月現在、長野県環境部ホームページ)

図-6(3) 土壌汚染対策法に係る指定状況及び土壌に係る調査地点図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000 (地図画像) 及び数値地図50000 (地図画像) を複製したものである (承認番号 平23情複、第266号)。」